

お客様各位

観光庁長官登録旅行業第965号
(一社)日本旅行業協会正会員

九州旅客鉄道株式会社

国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、九州旅客鉄道(株)(福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 観光庁長官登録旅行業第965号)(以下「当社」といいます。)が企画・募集して実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「受託事業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、下記のお申込みまたは旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上
旅行代金が3万円以上 6万円未満	10,000円以上
旅行代金が1万円以上 3万円未満	5,000円以上
旅行代金が1万円未満	2,000円以上

但し、特定の旅行商品については申込時に旅行代金の全額をお支払いいただきます。

*上表内の「旅行代金」とは第6項③の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。なお、特定の旅行商品については別途パンフレットの定める申込手段に限定させていただきます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、お申込金または旅行代金の全額の支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金または旅行代金の全額の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取扱います。

- (3)旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し、本項①のお申込金または旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。

但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。

- (4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

- (5)本項④に申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項⑥の②~⑤の規定を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- ③契約責任者は、当社が定めるままでに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- (1)お申込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、ご旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方の参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申出ください。)あくまで当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申出ください。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (3)前号のお申込を受けた場合、当社は、可能な限り合理的な範囲内にこれらに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれをお申し出ていただくことがあります。
- (4)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又是加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。
- (7)お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社は第2項③に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- (2)本項①の契約書面において運送機関等は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

- (3)第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

- (4)当社が募集型企画旅行条件により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項①の契約書面に記載するところとります。ただし、本項②の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところとります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのばって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

- (2)基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、子ども代金となります。

- (2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

- (3)お支払い対象旅行代金(第1項の「募集広告またはパンフレットに記載されている金額をいいます。この金額は、第2項の「申込金」、第12項①の「取消料」、第13項①の②の「違約料」、および第19項の「変更補償金」)の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります、別途明示する場合を除き普通席になります。)、宿泊費・食事料金、観光料金(入場・観覧・ガイド等)及び消費税等諸税。

- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

- (3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

- 上記①~③についてはお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

- (2)クリーニング、電報電話料金・追加飲食等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

- (3)旅行日程中の自由行動「自由見学」「別途料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

- (4)お1人部屋を使用される場合の追加代金

- (5)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

- (6)お客様自身の希望により生じる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金・食事料金・交通費等)

- (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

- (2)当社は本項①の定める適用運賃・料金の大額な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- (3)第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を避けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料・違約料その他の既に支払った料金から支払われなければならない費用はお客様の負担とします。

- (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由に由らずに当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

11. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の人に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ当社に提出していただきます。

- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前

①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時の基準とします。

表)取消料

旅行契約の解除期日		取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのばって		
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以降の解除(③~⑧を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
③10日目に当たる日以降の解除(④~⑧を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
④ 7日目に当たる日以降の解除(⑤~⑧を除く)	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人を減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

宿泊のみのご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日(第1日目)のみ取消料の対象となります。

表)取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅行開始後の解除 または無連絡不参加	当日	前日	2~3日前	4~5日前	6~7日前	8~20日前
1~14名	100%	50%	20%				無料
15~30名	100%	50%	20%				無料
31名以上	100%	50%	30%				10%

注)1)特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。

注)2)本項①の①の「旅行代金」とは第6項③の「お支払対象旅行代金」をいいます。

②お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア、第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときとされます。

イ、第10項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ、当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡しなかったとき。

オ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

③当社は、本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいたている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは、1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれ支払っていただきます。

④当社は本項①の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいたている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

2)旅行開始後

①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰すべき事由により、最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該承受することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料・違約料その他の既に支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合は除きます)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

1)旅行開始前

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、性別その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになかったとき。

イ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ、お客様が契約内容に開き合理的な範囲を超える負担を求めていたとき。

オ、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

ク、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項①に定め取扱い料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2)旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- ア、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- エ、お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- ②当社が本項2)①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の規約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、遅延料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項2)①の、ア、の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で発送地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

- ①当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれまで異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。但し、本項⑥の個人旅行プランを除きます。
- ②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- ②お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

- ③添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 【現地添乗員同行プラン】
- ④現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項3)における添乗員の業務に準じます。
- 【現地係員室内プラン】
- ⑤現地係員室内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項1)に掲げる業務その他当該旅行に付隨して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- 【個人旅行プラン】
- ⑥個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急速ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店にご連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合はご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないことがありますのでご注意ください。

16. 当社の責任及び免責事項

- ①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。
- ②例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむらなくても、当社は本項1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的的滞在時間の短縮
- ⑨当社は、手荷物について生じた本項1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- ①お客様の故意又は過失、法序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、当社にお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスの提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- ①当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の

部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の1個または1対については、10万円を限度とします。

- ②当社が第16項1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

③当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行(オプショナルツア)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

- ④但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日にについては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

⑤お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登攀、ボブルー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- ①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払いません。)

ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ、戦乱

ウ、暴動

エ、官公署の命令

オ、欠航、不通過、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ、遅延・運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第12、13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

⑤当社が、本項1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。

- ⑥当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

〈変更補償金の表〉

変更補償金の支払いが必要な変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカードに記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であつても、1乗車船等又は1泊につき1件変更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なしで旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

(1)通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

(2)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(3)通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申出いただきます。

(4)通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知が旅行者に到着した時に成立するものとします。

(5)与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただけます。当該期日までにお支払いいただけない場合は、第12項1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

(6)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への「会員の署名なしで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受ける」ことを、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記載する場合、カードの利用による通信機器に備えられたファイルに記載事項を記載しないときは、会員の使用する通信機器に備えられない場合は、当社の会員の記載事項を記載するためのファイルに記載事項を記載し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

21. 個人情報の取扱について

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため ②旅行に関して運送・宿泊機関・土産物店等のサービス手配、提供のため ③旅行に関する諸手続きのため ④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担当する保険手続きのため ⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため ⑥旅行参加後のご意見やご感想のため ⑦アンケートのお願いのため ⑧特典サービス提供のため ⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2)当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先等及び購買履歴などの個人情報を各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のため、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任をもって管理します。当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所、代表者氏名については当社ホームページをご確認下さい。また、当社の個人情報の取扱に関する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については当社のホームページでご確認をお願いします。
- (3)当社は、お客様から当社の保有する個人データに対して、通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の記録の消去があった場合には、速やかに対応するものとします。
- (4)一部の任意記入項目に記入いただけない場合には、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

22. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様に負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内することがあります、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

(4)現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーや旅行保証の対象とはなりません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい、当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置を要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6)集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的的滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8)当社はいなくなる場合は、旅行の再実施はいたしません。

(9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを行なうものです。

23. 募集型企画旅行契約について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をお希望の方は、当社にご請求下さい。

24. ご旅行条件の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。旅行代金の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。